

令和8年大樹町自家水利用世帯支援助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている生活者や事業者に対する支援のうち、井戸水や地下水等の自家水のみを利用する世帯に対し、自家水利用世帯支援助成金（以下「助成金」という。）を交付することで、当該世帯の負担の軽減を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付を受けることができる者は、次の要件を全て満たす世帯の世帯主とする。ただし、同一住居に複数世帯が居住する場合は一つの世帯とみなし、代表となる世帯主が助成金の交付を受けるものとする。

- (1) 大樹町内において町の上水道を利用せず、自家水のみを利用して生活している世帯
- (2) 現に町内において生活実態がある世帯

(助成金の額等)

第3条 助成金交付の対象となる期間は令和8年1月1日から令和8年6月30日までの6か月とし、1月につき大樹町給水条例（平成10年条例第12号）別表に掲げる家事用区分の基本料金相当額に、消費税額及び地方消費税額に相当する額を加えた額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）を助成するものとする。

2 助成対象月のうち、現に町内で生活している期間が1月に満たない場合は日割により助成金額を算出するものとし、算出した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(助成金の申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大樹町自家水利用世帯支援助成金交付申請書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

(交付の決定等)

第5条 町長は、前条の申請書の提出を受けたときは、速やかに内容を審査し、助成金の交付を決定したときは、大樹町自家水利用世帯支援助成金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。また、助成金の交付を却下したときは、大樹町自家水利用世帯支援助成金交付却下通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第6条 助成金の交付は、1月ごとに対象月の翌月20日までに申請者が指定する口座に振り込むものとする。

(助成金の返還)

第7条 町長は、偽りその他不正な行為により助成金の交付を受けたものがあるときは、その全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年12月23日から施行する。